平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1 2		府省庁名 経済産業省			
対象	税目	個人	全民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()			
要望 項目名		電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置				
	内容 要)	į	特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 電気供給業を行う法人が、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合におけ 各事業年度の収入金額			
		;	寺例措置の内容 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必 は託送料金に相当する額を控除する。			
関係	条文	地	5税法 法附則第9条第8項、地方税法施行令附則第6条の2第2項			
減 見道	収 2額		刀年度] (精査中) [平年度] (▲2,458) 女正増減収額] (単位:百万円)			
要望	理由	こ こ にたびと 従に供該当 給競	1)政策目的 電力の自由化市場の公平な競争環境を促進・発展させること、他の事業との課税の不公平を一部是正する 2(ただし「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要)。 2)施策の必要性 本年度(平成28年度)より、小売全面自由化及び事業類型の見直しが実施され、従前の旧一般電気事業者 はる地域独占は撤廃され、不特定多数の需要に応ずる電気の供給については、誰もがなし得ることとなっまなわち、公的インフラとして引き続き地域独占を存置する一般送配電事業を除き、小売電気事業(及 後電事業)は新規参入が認められ、自由な市場競争の下、事業を行いうることとなった(小売電気事業者しての登録は344件(8月9日時点))。 この点、本年度以降において需要に応ずる電気の供給を行う者たる小売電気事業者(新規参入者に加え、 前の電気事業者のうち小売電気事業者たるライセンスを有する者も含む)は、いずれも、その電気の供給 会し、送配電網を所有する一般送配電事業者による託送供給を受けることが必須となるため、遍く電気の 合において、一般送配電事業者に対しその託送供給の対価たる託送料金(規制料金)を支払うと共に、当 任送料金相当額を含めて需要家から電気の供給に係る料金を収受することとなる。換言すれば託送料金相 類が、収受側と支出側のいずれの法人でも課税標準を構成する結果として二重課税が発生することとなる。 したがって、収入金額を課税標準とする電気供給業における課税方式が存置される場合に限り、電気の供 において必ず生ずる支出たる託送料金相当額に係る二重課税の発生を防ぎ、もって小売電気事業の公平な を促進・発展させるため、又、他の事業との課税の公平性を図るため、小売電気事業者の収入金額から、 と料金相当額を控除することが必要である。			
対応縮減	-					
			ページ 12—1			

		<政策目的の根拠>
	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、電気の小売業への参入全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
슴	政策の 達成目標	電気の小売業(小売電気事業)に係る新規参入、並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、 料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	その他(「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)
	同上の期間中 の達成目標	電気の小売業の新規参入並びに市場競争を促進する。
	政策目標の 達成状況	ー (ただし、本年度以前において、部分的な自由化がなされていた特定規模需要に応ずる電気の 供給に対し、措置されていた課税の特例(託送料金の控除)においては、新規参入者数は増加 しており、特定規模需要間における競争の進展が認められており、当該自由化市場においては、 公平な競争環境を整備すること及び課税の公平性が確保されていたといえる。)
有	要望の措置の 適用見込み	適用見込み件数:300 社超(平成28年8月9日時点における小売電気事業者の登録数より推計) 適用事業者:小売電気事業者
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本措置により、収入金額を課税標準としない他の一般の事業と電気事業との間で生じている 課税関係の不整合の一部が是正されることになることから、本措置が電気事業への参入促進並 びに市場における競争促進に寄与することとなる。(ただし、上述のとおり、「電気供給業に係 る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要となる。)
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・使用済燃料再処理準備金(国税・法人税)・原子力発電施設解体準備金(国税・法人税)・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例(地方税・固定資産税)・軽油引取税の課税免除の特例(地方税・軽油引取税)
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	関連する措置はない。
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	電気事業と他の事業との間の課税の公平性を図ることに繋がると共に、公正な市場競争の促進に寄与することから妥当性を有する。
	ページ	12—2

- (ただし、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例 置」についての実績を参考として記載すれば下記のとおり。) 適用事業者数 減収額(百万円) 平成 22 年度 33 1,014 平成 23 年度 33 1,127 平成 24 年度 34 1,160 平成 25 年度 49 1,332 平成 26 年度 71 1,627 平成 27 年度 136 2,458 ※適用事業者数には、旧一般電気事業者(10 社)を除く旧特定規模電気事業者数を記載 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 一 (ただし、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例 置」についての実績は下記のとおり。) 適用総額(千円) 平成 24 年度 19,399,715 平成 25 年度 18,495,372
一 税負担軽減措置等の適 (ただし、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例 用による効果(手段と
一
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由
- (ただし、従前の「電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例 これまでの要望経緯 置」を参照した要望経緯は下記のとおり。) 平成12年度創設。以降平成15年度、17年度、19年度、21年度にそれぞれ2年間、 3年度、26年度にそれぞれ3年間の延長を要望。
ページ 12—3